


国民健康保険税率改正について


1. 法定外繰入金の解消・削減

埼玉県国民健康保険運営方針において、令和9年度までに赤字である法定外繰入金を解消することを原則としており、法定外繰入金の解消・削減を行っていく必要がある。

 1億円削減し、毎年度1億5千万円繰り入れ、被保険者の負担軽減を図る。


2. 保険税額負担増の平準化

財政調整基金がある程度確保できている状況から、第2期計画において税率改正を行わず、不足分をすべて基金からの繰入金で賄う運営を行った場合、第3期計画期間においては、基金が少額になることが想定され、安定的な運営を行っていくためには、大幅な保険税率の引き上げが必要である。

 第3期計画期間（令和6年度から令和8年度）の税率改正に備え、財政調整基金を令和5年度末時点で5億円程度は確保する。また、保険者努力支援制度をはじめとする公費を獲得し、収入の増加を図り基金残高の上積みに努める。

3. 収入減等による保険税収納額の減少

コロナウイルス感染症の影響による収入減等を踏まえ、令和3年度以降の一人当たり保険税収入額は、大きく減少することが想定される。

 一定程度保険税率を上げ、保険税収納額を確保する必要がある。また、保険税率の急激な上昇を抑えるため、基金繰入金を活用する。



法定外繰入金を削減しつつ、後年度の過度な負担とならないよう、令和3年度から令和5年度の一人当たり保険税額は、現行のままで見込める保険税額の約7%増加させることとする。不足分については、基金繰入金で賄うが、令和5年度末時点の残高を5億円程度は確保するとともに、公費の獲得等により、残高の上積みに努める。